

令和3年
10月号

濱田会計事務所通信

令和3年10月2日発行 Vol.50

消費税の適格請求書等保存方式が導入された場合、各事業者はそれぞれ対応が必要となります。その時点で課税事業者なのか免税事業者なのか、仕入税額控除の計算について簡易課税制度を選択しているのか、取引先は事業者なのか、消費者なのか、などによりそれぞれ取るべき対応が異なります。

それぞれについて、売手としての対応と買手としての対応をまとめましたので、事前に対応のご検討をお願い致します。

適格請求書等
保存方式 2
(インボイス方式)



適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されたら

1. 消費税の課税事業者、簡易課税制度の適用なしの事業者

(1)売手として

適格請求書発行事業者として登録をし、登録番号を取得して下さい。

請求書等を発行する際は登録番号等を記載した「適格請求書」を発行し、控えを保存して下さい。

(2)買手として

消費税の課税対象となる支払いをする際は、支払先から適格請求書等の交付を受けて下さい。支払先が適格請求書発行事業者の登録を受けておらず、適格請求書を発行出来ない場合は①支払先に適格請求書発行事業者の登録を行うように勧める②適格請求書発行事業者以外との取引を控える③消費税を負担する分、税抜価格を下げるように交渉をする④仕入税額控除を行わない(税負担を受け入れる)のいずれかの対応を検討して下さい。

2. 消費税の課税事業者、簡易課税制度の適用ありの事業者

(1)売手として

1. (1)と同じです。

(2)買手として

簡易課税制度を選択している場合、仕入税額控除の計算は「みなし仕入れ率」により行います。従って適格請求書等の保存は必要なく、従前どおりの対応で問題ありません。ただし、簡易課税制度の適用を受けられなくなる場合や、簡易課税制度の適用を受けない方が有利となる場合もあるので、その際は1. (2)と同様の対応が必要となります。

3. 消費税の免税事業者で取引先が事業者である場合

(1)売手として

売上先は1. (2)に記載のように検討すると考えられます。その上で適格請求書発行事業者としての登録をするかどうかの判断を、裏面をご参考に行ってください。適格請求書発行事業者としての登録を受けたい場合は、今後消費税の課税事業者となり消費税の計算と納付が必要になります。

(2)買い手として

(1)の判断により消費税の課税事業者となる場合で簡易課税制度の適用を受ける場合は2. (2)と同様の対応を、簡易課税制度の適用を受けない場合は1. (2)と同様の対応を行ってください。



免税事業者は適格請求書発行事業者の登録をすべきか？

適格請求書を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られ、消費税の課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

従って免税事業者は、適格請求書の発行をするために課税事業者となり消費税の計算と納付を行うのか、免税事業者のまま適格請求書の発行をしないのかを選択する必要があります。

ただし、売上先が一般消費者、消費税の免税事業者、消費税の課税事業者で簡易課税制度を選択している事業者である場合は、適格請求書の発行が出来なくても問題はありません。

(1)例えば下記のような場合

課税売上高 800万円 受取消費税 80万円

課税仕入高 500万円 支払消費税 50万円

①免税事業者のまま売上代金に変更がなければ最終の利益は330万円、納付消費税額は0円です。

②消費税の課税事業者となり、原則課税であれば最終の利益は300万円、納付消費税額は30万円となります。

③簡易課税を選択する場合は業種により税額は変わります。例えば業種が建設業であれば受取消費税80万円の70%が仕入税額控除の額となり、最終の利益は306万円、納付消費税額は24万円となります。

(2)免税事業者のままで、受取消費税分の値引きに応じる場合は

課税売上高 727万円 受取消費税 73万円

課税仕入高 500万円 支払消費税 50万円

となり、最終の利益は250万円、納付消費税額は0円となります。

以上のように免税事業者のままで受取消費税分の値引きに応じた場合、消費税の課税事業者となって消費税の納付をするよりも利益は減少することとなります。

適格請求書を発行出来ない場合、取引を除外される事も想定されますので、免税事業者で売上先が簡易課税制度の適用を受けない課税事業者であるなら、課税事業者となり適格請求書の発行を出来るようにするかを十分に検討して下さい。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTubeでの動画配信も始めました。

是非こちらもご覧下さい。

【最近の動画】

- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・相続税対策の基礎 生前贈与の注意点
- ・相続税対策の基礎 生前贈与
- ・消費税の簡易課税制度



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

